

# 學 則

# 土佐リハビリテーションカレッジ学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 土佐リハビリテーションカレッジ(以下、本校という。)は、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、理学療法士及び作業療法士として必要な知識と技術を修得せしめ、併せて医療従事者としての人格形成に努めるとともに、広い教養のある社会人を育成することを目的とする。

### (所 在)

第2条 本校は、高知県高知市大津乙2500番地2に置く。

### (学 科)

第3条 本校に、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

### (課 程)

第4条 本校に、医療専門課程を置く。

### (定 員)

第5条 本校において設置する学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
理 学 療 法 学 科	40名	160名
作 業 療 法 学 科	40名	160名
合 計	80名	320名

### (事務局)

第6条 本校に、事務局を置く。

2 事務局に必要な事項は、別に定める。

### (職 員)

第7条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な教職員を置く。

### (教授会)

第8条 本校の教育について重要な事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

### (休業日)

第11条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開設記念日 6月22日

夏季休業 8月1日から8月31日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月6日まで

学年末休業 3月21日から3月31日まで

- 2 校長が教育上必要と認めるときは、休業日を変更することがある。
- 3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第3章 修業年限及び在学期間

### (修業年限)

第12条 本校の修業年限は4年とする。

### (在学期間)

第13条 在学期間は、各学年2年以内とする。

- 2 第19条の規定による再入学の場合の在学期間には、入学前の本校における在学期間を通算するものとする。

## 第4章 入学

### (入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については学年の途中においても学期の始めに入学させることができる。

#### (入学資格)

第15条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条1項を準用し、同条1項の規定に該当する者とする。

#### (入学の出願)

第16条 入学志願者は、本校所定の書類に検定料を添えて、所定の期間内に提出しなければならない。

2 前項の提出時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

#### (入学者の選考)

第17条 入学志願者に対しては、選考を行い、校長が合格者を決定する。

2 前項の選考に関しては、別に定める。

#### (入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに入学金等学納金を納付し、誓約書、保証書、高等学校卒業証明書(またはこれに代わるもの)、その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを終えたものに入学を許可する。

#### (再入学)

第19条 本校の退学者で、再入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、校長は選考の上、相当の年次に再入学を許可することがある。

#### (再入学の手続等)

第20条 前条の規定による再入学等の手続等については第16条及び第18条の規定を準用する。

## 第5章 教育課程及び授業科目の履修

#### (教育課程)

第21条 教育課程は、別表I・別表II の教育課程表に基づき、教育内容によって基礎分野、専門基礎分野及び専門分野に区分し、これを各年次に配当して編成する。

#### (授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、試験等のための期間を含め、35週にわたることを原則とする。

#### (履修の認定)

第23条 授業科目の履修の認定は、試験その他の審査により行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 試験その他の審査における成績の評価は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

#### (進級の認定)

第24条 年次ごとの進級の認定は、当該年次における授業科目の履修状況の審査により行う。

2 前項の審査の時期、対象授業科目、方法等については、別に定める。

#### (他の学校における授業科目の履修)

第25条 本校が教育上有益と認めるときは、大学、高等専門学校及び他の理学療法士、作業療法士、看護師等の養成施設の授業科目の履修により修得した単位を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

#### (入学前に行った授業科目の履修)

第26条 前条の規定は、学生が本校に入学する前に行った履修についても準用する。

2 学生が本校に入学する前に行った本校の授業科目の履修は、原則として本校に入学した後の本校における授業科目の履修とみなす。

## 第6章 科目等履修生及び研究生

#### (科目等履修生)

第27条 本校学生以外の者が、本校が開設する1または複数の授業科目の履修を希望するときは、当該授業科目について、科目等履修生としての履修を認めることがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (研究生)

第28条 本校において、特殊の専門事項について研究を志願する者があるときは、授業、研究及び設備に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

## 第7章 休学、復学、退学及び除籍

#### (休学)

第29条 病気その他の理由により2か月以上修学することができない者は休学願に医師の診断書または詳細な理由を添え、保証人連署のうえ校長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由ある学生については、校長の許可を受けて、更に引き続き1年以内休学することができる。

3 病気その他の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、校長は、期間を定め休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第30条 休学期間は、通算して2年を超えることができないものとし、その期間は在学年数に算入しない。

### (復学)

第31条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由がやんだときは、校長に復学願を提出し、その許可を受けて復学することができる。

- 2 前項の場合において、病気による休学の場合にあつては、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 復学の時期は、それぞれの学期の始めの日とする。

### (退学)

第32条 病気その他の理由により退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人連署のうえ校長に願ひ出て、その許可を得なければならない。

### (除籍)

第33条 校長は、次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- (1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (2) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第13条第1項に規定する在学期間を超えた者
- (4) 第30条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 死亡または長期間にわたり行方不明の者で、保証人から届出のあった者

## 第8章 卒業

### (卒業及び称号の授与)

第34条 校長は、第12条に規定する修業年限を満了し、かつ、本校が開設する授業科目について、別に定めるところにより、理学療法学科にあつては150単位、作業療法学科にあつては149単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項の規定により、卒業を認定された者に対し校長は卒業証書及び高度専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

## 第9章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

### (入学検定料、入学金、授業料等の金額)

第35条 本校の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設拡充費、臨床実習宿舎経費の額並びにその徴収方法は、別に定める。

(納入した入学検定料等)

第36条 納入した入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及び施設拡充費は次の各号を除いて返還しない。

- (1) 前期分もしくは後期分を納入期日までに納めたにもかかわらず、各期に入る前に退学した場合は、すでに納付した授業料、実験実習費、及び施設拡充費は返還する。
- (2) 前期分もしくは後期分を納入期日までに納めたにもかかわらず、各期に入る前に休学した場合は、すでに納付した授業料、実験実習費は返還する。

## 第9章の2 学校評価

第36条の2 本校における教育活動その他学校運営の状況については、学校関係者及び地域住民等に対し広く周知するものとする。

第36条の3 本校における教育活動その他学校運営の状況について、点検のうえ、自ら評価を行うものとする。

- 2 前項の評価結果をもとに、在校生及びその保護者等の評価を受けるものとする。
- 3 前2項の評価結果は、理事会に報告するとともに、学校関係者に公表するものとする。
- 4 前条ならびに本条前3項に係る必要事項は別に定める。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

第37条 本校は、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第38条 校長は、品行方正で学業成績優秀な者、その他特に善行があつて他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第39条 校長は、学生で本校の規則に違反し、その他学生としての本分にもとる行為があつた者は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学、訓告及び嚴重注意とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間が2か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

## 第12章 雑 則

### (学則の改廃)

第40条 この学則の改廃にあたっては、理事会の議決を経なければならない。

### 附 則

- 1 従来の土佐リハビリテーション大学校学則は廃止する。
- 2 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成11年12月22日から施行する。
- 4 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 6 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この規則は、平成17年12月9日から施行する。
- 8 この規則は、平成21年4月1日から施行する。



〈別表Ⅰ〉

理学療法学科教育課程表

区分	教育内容	授 業			単 位 数				卒業要件 単 位 数	指定規則
		科 目 名	形式	種類	1年	2年	3年	4年		
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	人間科学概論	講義	必修	2				23	14
		生命科学概論	講義	必修	2					
		脳科学概論	講義	必修	2					
		社会福祉学概論	講義	必修		2				
		人間発達学	講義	必修	2					
		日本語表現法	講義	必修	2					
		保健用語	講義	必修	2					
		基礎英語	講義	必修	2					
		医学英語	講義	必修		2				
		医療統計学	講義	必修	2					
		情報処理入門	演習	必修			2			
保健体育	実技	必修	1							
小 計					17	4	2	0		
専門基礎	人体の構造と 機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	講義	必修	3				31	12
		人体の構造Ⅱ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅰ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅱ	講義	必修	3					
		運動学Ⅰ(総論・下肢)	講義	必修	2					
		運動学Ⅱ(上肢・体幹)	講義	必修	2					
		筋機能解剖学	講義	必修	2					
		人体の構造演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の構造演習Ⅱ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅱ	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅰ(総論・下肢)	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅱ(上肢・体幹)	演習	必修	1					
		体表解剖学	実習	必修		1				
		臨床運動学	講義	必修		2				
		運動生理学	講義	必修		2				
神経生理学	講義	必修		2						
基礎分野	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	病理学	講義	必修	2				21	12
		医学概論	講義	必修		2				
		内科学	講義	必修		2				
		整形外科学	講義	必修		2				
		精神医学	講義	必修		2				
		小児科学	講義	必修		2				
		神経内科学	講義	必修		2				
		臨床心理学	講義	必修		2				
		神経学	講義	必修			2			
		整形外科学演習	演習	必修		1				
神経内科学演習	演習	必修		1						
精神医学演習	演習	必修		1						
基礎分野	保健医療福祉と リハビリテーション の理念	リハビリテーション概論	講義	必修	2				7	2
		リハビリテーション医学	講義	必修	2					
		医療倫理学	講義	必修	2					
		作業療法概論	講義	必修			1			
		小 計			32	24	3	0		

区分	教育内容	授 業		単 位 数				卒業要件 単 位 数	指定規則	
		科 目 名	形式	種類	1年	2年	3年			4年
専	基礎理学療法学	理学療法概論I(総論)	講義	必修	1				11	6
		理学療法概論II(評価・治療学)	講義	必修	1					
		理学療法研究法	講義	必修			1			
		臨床実習入門	講義	必修			1			
		理学療法特論I(臨床思考・内部障害)	講義	必修			1			
		理学療法特論II(理学療法トピックス)	講義	必修				1		
		理学療法セミナーI(卒業研究計画)	演習	必修			1			
		理学療法セミナーII(国家試験対策)	演習	必修				2		
専	理学療法評価学	理学療法評価学I(総論・バイタル)	講義	必修	1				7	5
		理学療法評価学II(形態)	講義	必修		1				
		理学療法評価学III(筋力)	講義	必修		1				
		理学療法評価学IV(神経・感覚)	講義	必修		1				
		理学療法評価実習	実技	必修		1				
		理学療法評価法演習	演習	必修		1				
		運動分析学	講義	必修		1				
分	理学療法治療学	運動療法学I(総論)	講義	必修		1			22	20
		運動療法学II(障害別各論)	講義	必修		1				
		物理療法学I(温熱・光線療法)	講義	必修			1			
		物理療法学II(電気療法)	講義	必修			1			
		装具療法学I(下肢)	講義	必修		1				
		装具療法学II(上肢・体幹)	講義	必修		1				
		義肢学	講義	必修			2			
		義肢装具学演習	演習	必修			1			
		日常生活活動学I(総論)	講義	必修		1				
		日常生活活動学II(障害別各論)	講義	必修		1				
		神経障害理学療法学I(脳卒中)	講義	必修		1				
		神経障害理学療法学II(神経難病)	講義	必修		1				
		運動器障害理学療法学I(下肢)	講義	必修		1				
		運動器障害理学療法学II(上肢)	講義	必修		1				
		運動器障害理学療法学III(体幹)	講義	必修			1			
		脊髄障害理学療法学	講義	必修		1				
		発達障害理学療法学	講義	必修			1			
		呼吸器障害理学療法学	講義	必修			1			
		循環器障害理学療法学	講義	必修			1			
		理学療法技術論	講義	必修			1			
スポーツ理学療法学	講義	必修			1					
野	地域理学療法学	地域リハビリテーション学	講義	必修			1	4	4	
		地域リハビリテーション演習	演習	必修			1			
		地域理学療法学I(総論)	講義	必修			1			
		地域理学療法学II(在宅・施設理学療法)	講義	必修			1			
野	臨床実習	臨床評価実習	実習	必修		2		24	18	
		臨床総合実習I	実習	必修			6			
		臨床総合実習II	実習	必修						16
小 計					3	19	25	21	68	53
総 計					52	47	30	21	150	93

〈別表Ⅱ〉

作業療法学科教育課程表

区分	教育内容	授 業			単 位 数				卒業要件 単 位 数	指定規則
		科 目 名	形式	種類	1年	2年	3年	4年		
基 礎 分 野	科学的思考と基礎 人間と生活	人間科学概論	講義	必修	2				21	14
		生命科学概論	講義	必修	2					
		脳科学概論	講義	必修	2					
		社会福祉学概論	講義	必修		2				
		人間発達学	講義	必修	2					
		日本語表現法	講義	必修	2					
		保健用語	講義	必修	2					
		基礎英語	講義	必修	2					
		医療統計学	講義	必修			2			
		情報処理入門	演習	必修	2					
保健体育	実技	必修	1							
小 計					17	2	2	0		
専 門	人体の構造と 機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	講義	必修	3				22	12
		人体の構造Ⅱ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅰ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅱ	講義	必修	3					
		運動学Ⅰ	講義	必修	2					
		運動学Ⅱ	講義	必修		2				
		人体の構造演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の構造演習Ⅱ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅱ	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅰ	演習	必修	1					
運動学演習Ⅱ	演習	必修		1						
基 礎 分 野	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	病理学	講義	必修	2				25	12
		医学概論	講義	必修		2				
		内科学	講義	必修		2				
		整形外科学	講義	必修		2				
		精神医学	講義	必修		2				
		小児科学	講義	必修		2				
		神経内科学	講義	必修		2				
		臨床心理学	講義	必修		2				
		神経学	講義	必修			2			
		医療学セミナーⅠ(病理学)	演習	必修	1					
		医療学セミナーⅡ(精神医学)	演習	必修		1				
		医療学セミナーⅢ(整形外科学)	演習	必修		1				
		作業療法神経学Ⅰ	講義	必修	2					
作業療法神経学Ⅱ	講義	必修		2						
保 健 医 療 福 祉 と リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 理 念	リハビリテーション の 理 念	リハビリテーション概論	講義	必修	2				7	2
		リハビリテーション医学	講義	必修	2					
		医療倫理学	講義	必修	2					
		理学療法概論	講義	必修			1			
小 計					30	21	3	0	54	26

区分	教育内容	授 業			単 位 数				卒業要件 単 位 数	指定規則			
		科 目 名	形 式	種 類	1年	2年	3年	4年					
専	基礎作業療法学	作業療法概論Ⅰ	講義	必修	1				13	6			
		作業療法概論Ⅱ	講義	必修	1								
		基礎作業学	講義	必修	1								
		基礎作業学実習Ⅰ	実習	必修	1								
		基礎作業学実習Ⅱ	実習	必修		1							
		環境適応学	講義	必修		1							
		義肢装具学	講義	必修			1						
		作業療法セミナーⅢ(卒業研究計画)	演習	必修			1						
		作業療法セミナーⅣ(国家試験対策)	演習	必修				2					
		作業療法研究法	演習	必修			1						
卒業研究	演習	必修				2							
門	作業療法評価学	作業療法評価学Ⅰ(概論)	講義	必修	1				9	5			
		作業療法評価学Ⅱ(各論Ⅰ)	講義	必修		1							
		作業療法評価学Ⅲ(各論Ⅱ)	講義	必修		1							
		作業療法評価学Ⅳ(各論Ⅲ)	講義	必修		1							
		環境適応評価学	講義	必修		1							
		作業療法評価実習	実技	必修			2						
		作業療法評価法演習	演習	必修		2							
分	作業療法治療学	身体障害作業療法学Ⅰ(脳血管障害)	講義	必修		1			21	20			
		身体障害作業療法学Ⅱ(高次脳機能障害)	講義	必修		1							
		身体障害作業療法学Ⅲ(神経筋疾患)	講義	必修		1							
		身体障害作業療法演習Ⅰ	演習	必修			1						
		身体障害作業療法演習Ⅱ	演習	必修			1						
		運動器障害作業療法学(脊髄損傷)	講義	必修		1							
		呼吸・循環器障害作業療法学	講義	必修			1						
		発達障害作業療法学Ⅰ(正常発達・評価)	講義	必修		1							
		発達障害作業療法学Ⅱ(治療学)	講義	必修		1							
		精神障害作業療法学Ⅰ(治療構造・統合失調症)	講義	必修		1							
		精神障害作業療法学Ⅱ(疾患別治療法)	講義	必修			1						
		環境適応作業療法学Ⅰ(脳血管障害の日常生活動作)	講義	必修		1							
		環境適応作業療法学Ⅱ(実践的介助法)	講義	必修		1							
		環境適応作業療法学Ⅲ(脊髄損傷の日常生活動作)	講義	必修		1							
		環境適応作業療法学Ⅳ(福祉用具)	講義	必修			1						
		精神科作業療法演習Ⅰ	演習	必修		1							
		精神科作業療法演習Ⅱ	演習	必修			1						
		作業療法特論(トピックス)	講義	必修				1					
		作業療法セミナーⅠ(集団1)	演習	必修	1								
		作業療法セミナーⅡ(集団2)	演習	必修	1								
		治療学セミナー(症例報告)	演習	必修			1						
		野	地域作業療法学	地域作業療法学Ⅰ	講義	必修					1	5	4
				地域作業療法学Ⅱ	講義	必修					1		
職業前関連活動	講義			必修			1						
老年期作業療法学Ⅰ	講義			必修		1							
老年期作業療法学Ⅱ	演習			必修		1							
臨床実習	臨床評価実習	臨床評価実習	実習	必修		2		26	18				
		臨床総合実習Ⅰ	実習	必修			8						
		臨床総合実習Ⅱ	実習	必修			16						
小 計					7	23	23	21	74	53			
総 計					54	46	28	21	149	93			

# 授業科目履修規則

# 土佐リハビリテーションカレッジ授業科目履修規則

## (趣 旨)

第1条 この規則は、土佐リハビリテーションカレッジ学則（以下、「学則」という。）に基づき、授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

## (単位の算定)

第2条 1単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

## (授業科目の種類、履修方法)

第3条 授業科目の種類は、履修の方法により、必修科目及び特別科目とする。

- 2 必修科目は、原則として当該授業科目の配当年次で履修するものとする。
- 3 特別科目は、単位の認定はされないが、必ず履修することとする。
- 4 3年次配当の臨床総合実習Ⅰを受講するためには、12月末までに臨床総合実習Ⅰを除く1年次から3年次までのすべての配当科目を履修し単位を修得済みであること。
- 5 2年次配当の臨床評価実習を受講するためには、2年次配当の全授業科目を受講しておくことを原則とする。

## (履修の認定)

第4条 学則第23条に規定する授業科目の履修の認定は、当該授業科目の授業の3分の2以上に出席した者について行うことを原則とする。

- 2 前項の認定は、授業科目担当者が行う成績評定に基づき教授会が認定する。
- 3 臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱについては、各学科の臨床実習判定会議の成績評定に基づき教授会が認定する。
- 4 臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱについては、第1項の規定にかかわらず、臨床実習の出席日数が規定に満たない場合、臨床実習判定会議において協議し、必要と認める場合には補充実習を課することができる。

### (実習停止)

第5条 臨床評価実習または臨床総合実習Ⅰ・Ⅱにおいて、学生が次の各号の一に該当するときは、臨床実習判定会議で協議し、教授会の議を経て、校長は実習の停止を命ずることができる。

- (1) 実習生として、ふさわしくない行為があった場合
- (2) 正当な理由なくして出席が常でないと思われた場合
- (3) 実習指導者が、臨床評価実習または臨床総合実習Ⅰ・Ⅱの継続を困難と認めた場合
- (4) その他、校長が臨床評価実習または臨床総合実習Ⅰ・Ⅱの継続が困難と認めた場合

### (試験)

第6条 試験は定期試験、再試験、追試験及び随時試験とする。

- 2 定期試験は、原則として每学期末の試験期間中に行うものとする。
- 3 病気やその他やむをえない事由により定期試験を受けられなかった者には、願い出(別記第1号様式)により担当者が追試験を行う場合がある。
- 4 定期試験または追試験の不合格者の者で、履修状況及び試験結果等を勘案し、担当者が合格の見込みがあると認めた者に対し、再試験を行うことがある。再試験における成績の評価は、60点を限度とする。
- 5 定期試験及び再試験において不正行為を行った場合、当該試験の点数が0点になり、原則として当該試験期間中におけるそれまでの受験科目の点数をすべて0点とする。

### (試験受験資格)

第7条 授業時間の3分の2以上出席している者

- 2 授業料その他の納付金等を納入している者

### (評語の基準)

第8条 学則の第23条の第2項に規定する成績の評語は、それぞれ、次の評点に対応するものとする。

- A 100～80点
- B 79～70点
- C 69～60点
- D 59～0点

### (再履修等)

第9条 未修得科目については、再履修を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、履修状況等を勘案し、教授会の議を経て、担当教員が指示する学習指針に基づく学習をもって、再履修に代えることができる。

- (1) 1年次末において、未修得科目が5科目以内の場合。
  - (2) 2年次末において、未修得科目が3科目以内の場合。
- 3 前項の規定は、出席状況不良により、履修の認定を受ける資格を認められなかった者及び臨床評価実習には適用しない。
- 4 単位未修得者に対しては、単位の修得状況を勘案し、履修指導を行うこととする。

#### (進級の認定)

第10条 学則第24条に規定する進級の認定は、次の条件を満たした者に対し、教授会が行う。

- 2 2年次への進級は、1年次配当科目の内、未修得科目が5科目以内の者。
- 3 3年次への進級は、1・2年次配当科目の内、未修得科目が臨床評価実習を除く3科目以内の者。
- 4 4年次への進級は、1年次から3年次までの全配当科目の単位を修得した者。

#### (他の学校における授業科目の履修)

第11条 学生は、他の学校の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による学外履修願(別記第2号様式)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

#### (他の学校における履修等による単位の認定)

第12条 学生は、学則第25条及び第26条の規定による他の学校における履修等による単位の認定を受けようとする者は、所定の様式による単位認定願(別記第3号様式)を提出し、審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査は、教授会が行う。

#### (授業時間割)

第13条 授業は、始業時刻を9時00分とし、授業時間を4時限に分けて編成し、月曜日から金曜日に行うことを原則とする。

第1時限 9時00分から10時30分まで

第2時限 10時40分から12時10分まで

第3時限 13時20分から14時50分まで

第4時限 15時00分から16時30分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、実習、特別講義、補講、再試験及び追試験等教育上特に必要と認められるときは、授業科目の一部を次の第5時限あるいは土曜日に開設することができる。

第5時限 16時40分から18時10分まで

#### (雑 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、授業の実施に関し必要な事項は、特に定めるもののあるものを除き、教授会が別に定める。



## 附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 4 この規則は、平成21年4月1日より施行する。
- 5 この規則は、平成26年4月1日より施行する。

